

社団法人日本脳神経外科学会
職員給与規則

平成 15 年 10 月 1 日制定

(総則)

第 1 条 社団法人日本脳神経外科学会（以下「この法人」という）就業規則第 17 条に規定する職員の給与の支給については、この規則の定めるところによる。

(給与の種類)

第 2 条 職員の給与は、基本給及び諸手当とする。

2 基本給は、本俸とする。

3 諸手当は、役職手当、時間外勤務手当、通勤手当、扶養手当、特別手当とする。

(給与の支給方法及び支給日)

第 3 条 職員の給与（特別手当を除く。）の支給は、毎月 17 日（支給日が休日の場合は、順次前日に繰り上げる。）とする。

2 特別手当の支給日は、毎年 6 月及び 12 月中において、その都度理事長が別に定める。

3 職員の給与は、第 1 項の支給日において、当月分の本俸、役職手当若しくは扶養手当又は前月分の通勤手当若しくは時間外勤務手当を支給する。ただし、役職手当及び扶養手当については、これらの給与が支給されるべき新たな事実の発生日が月の 20 日以後である場合には、翌月の支給日に支給する。

4 新規採用者又は復職者の発令当月の給与は、出勤日から日割計算をもって支給する。

5 職員が退職した場合は、その日まで、日割計算をもって給与を支給し、職員が死亡した場合は、その月の末日までの給与を支給する。

6 職員の給与は、法令に基づき、その職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接職員に支給する。

(本俸)

第 4 条 本俸は、別に定める俸給月額表（一般職の職員の給与に関する法律の行政職（一）の表に準拠）に基づき、勤務成績、能力及び業務経歴等を考慮して決定する。

(初任給)

第 5 条 新たに採用された職員の初任給は、学歴、職歴、経験、技能等を勘案し、他の職員との均衡を考慮して定める。

(昇給)

第 6 条 職員が、現に受けている俸給を受けるに至ったときから 12 ヶ月を経過し、その間良好な成績で勤務したと認められるときは、予算の範囲内で昇給させることができる。ただし、年齢 55 歳以上の者を除く。

(通勤手当)

第 7 条 通勤手当は、職員が通勤のために有料の交通機関を利用する場合（利用距離 1 キロメートル以上の場合に限る）に月額により支給する。

2 月の途中で採用となった者の通勤手当は、採用の日から日割による支給する。また、月の途中で順路又は交通機関の変更等による通勤手当の額の変更は、その事実の届出のあった翌月から行う。

(時間外手当)

第 8 条 時間外手当は、就業規則第 9 条の規定により勤務することを命ぜられた職員に対し、その時間外勤務をした全時間に勤務時間 1 時間当たりの給与額の 100 分の 125（その時間外勤務が、午後 10 時から翌日午前 5 時までの間である場合においては、100 分の 150）を乗じた額を支給する。

2 前項に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与額は、給料の月額に 12 を乗じ、その

額を2週間の勤務時間に26を乗じたもので除して得た額とする。

(役職手当)

第9条 役職手当は、事務局長、部長、課長の職にある職員に対し、別に定める額を支給する。

(給与の減額)

第10条 欠勤、遅刻、早退等により職員が勤務しないときは、その勤務しない時間1時間につき、第8条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して、給与を支給することができる。

(休職者の給与)

第11条 職員の欠勤期間及び休職期間については、原則として給与を支給しない。ただし、欠勤、休職の理由が業務上の負傷又は疾病によるものである場合、そのときの事情により、最長6か月の範囲において本俸の一部を支給することができる。

(細則)

第12条 この規則の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、この法人設立時の総会の承認により文部科学大臣の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この規則にかかわらず、当分の間、日本脳神経外科学会給与規程を準用する。